

令和4年度木質バイオマス利用ストーブ普及支援事業 募集要領

～ペレットストーブ、薪ストーブの購入・設置経費に5万円補助します～

福島県木材協同組合連合会（県木連）では、ペレットストーブや薪ストーブを購入・設置された方を対象に、購入・設置経費のうち5万円を補助します。

購入・設置経費の補助を希望される方は、下記に記載している補助の内容、補助金交付の流れ及び注意事項をご確認の上、申請していただきますようお願いいたします。

I 補助の内容

- 1 **補助額** ペレットストーブ、薪ストーブ1台あたり5万円
(薪ストーブは、二次燃焼構造を有するものに限りま)

- 2 **補助台数** 100台（補助金は1名（1事業者）につき1台限りです）

- 3 **募集期間** 令和4年6月1日(水曜日)から令和5年2月28日(火曜日)
注1) 受付け終了日以降に到着した申請は無効です。
注2) 申請の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時30分までです。
注3) 申請は郵送でも受け付けますが、郵便の到着後、書類確認（必要に応じて現地確認）の上受理となります。
注4) 午後5時30分の時点で申請が補助台数に達した日で募集を締め切ります。
注5) 申請が応募台数を上回った場合、抽選により対象者を決定する場合があります。

- 4 **申請資格** 下記の全ての条件を満たすことが必要となります。
 - (1) 福島県内に住所を有し居住している者、又は福島県内で主に活動する事業者や団体であること。
 - (2) 購入するストーブは、ペレットストーブ又は薪ストーブであること。
 - (3) 使用場所は福島県内とし、個人の場合はその住居とし、事業者や団体の場合は、主たる活動拠点施設（本店、支店、営業所等）とする。
 - (4) 令和4年4月1日以降に（2）を購入・設置していること。
 - (5) （2）の購入に要した経費が、本体価格、付属機器及び設置経費に係る費用を含めて総額が5万円を超えていること。（送料及び消費税は含まない）

Ⅱ 補助金交付の流れ

- 1 申請される方は、ストーブの購入・設置を行ってください（令和4年4月1日以降）。
- 2 補助金交付申請書（様式1）（添付書類含む）を福島県木材協同組合連合会に提出してください。

*** 添付書類は以下（1）～（6）のとおりです**

- （1）申請者を確認できる書類の写し（運転免許証、住民票、登記事項証明書等）。
なお、ストーブ設置場所がこれらに記載されている住所又は所在地と異なる場合には、併せて、補助対象者が設置場所を所有していることが分かる書類（登記事項証明書等）の写しを添付すること。
- （2）ストーブの購入時に発行された領収書の写し
- （3）領収書に記載された金額の内訳がわかる明細書
- （4）ストーブが設置されていることが分かる写真
- （5）設置したストーブの概要が分かるカタログ等の写し。ただし、薪ストーブの設置にあつては、二次燃焼機能を有することが確認できるものとする。
- （6）口座振替申出書
 - ・参考様式1
 - ・預金通帳の写し（本支店名・預金種目・口座番号・口座名が分かる部分）

- 3 申請書類の審査（県木連）

必要に応じ、現地確認をする場合があります。

- 4 交付決定通知（様式2）の送付と補助金の交付（5万円）（県木連）

申請書類の不備等なければ、補助金交付決定通知を申請者の方に郵送するとともに、補助金5万円を交付します。

- 5 ストーブの利用アンケート（様式3）を指定された期日までに県木連に提出

補助金交付決定通知の郵送と併せて、ストーブ利用状況に関するアンケートをお送りしますので、回答にご協力願います（返送期日・記載例等は補助金交付決定通知・アンケートに記載しています）。

Ⅲ 注意事項

1 補助金交付に関する事項

- (1) 補助金の申請をしても、設置されていない場合は、補助金の交付対象とはなりません。
- (2) この事業は福島県からの補助事業で実施しており、福島県で定めた規程に従わなかった場合などは、補助金の交付を取り消す場合や返還を命じることがあります。

2 近隣への配慮、適切な維持管理について

ストーブの設置に当たっては、排煙が近隣の迷惑にならないよう、煙突の位置等に注意してください。また、適切な維持管理が行われないと、異臭等の近隣トラブルにつながるため、燃焼灰のこまめな処分や煙突の定期的清掃を行い、維持管理に努めてください。万が一近隣とのトラブルが生じた際にはストーブの設置者及び使用者の責任において解決してください。

維持管理の方法については、環境省発行のガイドブックに分かり易くまとめられていますので、参考にしてください。

環境省発行「木質バイオマスストーブ環境ガイドブック」

⇒ <https://www.env.go.jp/air/info/biomass-stove.pdf>

3 焼却灰の取扱について

木質燃料に放射性物質が付着している場合は、燃焼により放射性物質が灰に濃縮されることから、焼却灰の扱いには次の点に注意してください。

- 灰を扱う際は念のためマスクや手袋を着用し、作業を行ってください。
- 溜めて処分するのではなく、小まめに処分してください。
- 捨てる際は、各市町村の処分方法に従ってください。
- 土壌に散布することは控えてください。
- 食品の加工や調理（アク抜き等）に使用しないでください。

Ⅳ 交付手続きの窓口・問い合わせ先

福島県木材協同組合連合会
電話024-523-3307

〒960-8043

福島市中町5番18号 林業会館2F

FAX 024-521-1308

E-mail info@fmokuren.jp

Ⅴ 申請書様式等

申請書様式等は、ホームページから入手できます。

県木連ホームページ : <https://www.fmokuren.jp/>